

特別養護老人ホームうらだての里
(訪問介護・介護予防訪問介護) 利用者負担金表

1. 利用者負担金

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次のとおりです。また、利用者負担額の減免制度などの対象者である場合は、その認定に基づいた負担額となります。

(1) 訪問介護(介護給付)

① 基本料金

【 身体介護・生活援助 】

身体介護中心	負担金	生活援助中心	負担金
20分未満	171円	20分以上45分未満	191円
20分以上30分未満	255円	45分以上	236円
30分以上1時間未満	404円		
1時間以上	587円		
以降30分増す毎に	83円(加算)		

※生活援助は原則として利用出来る時間は1時間程度となります。

【身体介護に引き続き生活援助を行う場合の負担金】

身体介護＋生活援助20分以上	身体介護の負担金＋70円
身体介護＋生活援助45分以上	身体介護の負担金＋140円
身体介護＋生活援助70分以上	身体介護の負担金＋210円

[加 算]

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	サービス提供責任者が初回の訪問を行った場合	200円／初回訪問月
早朝帯加算	午前6時～午前8時に訪問した場合	基本料金の25%を加算
夜間帯加算	午後6時～午後10時に訪問した場合	基本料金の25%を加算
特定事業所加算Ⅱ	訪問介護員の総数のうち介護福祉士が30%以上で、サービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士であること	所定単位数の10%を加算
訪問介護員2人訪問	利用者の同意を得た上で、2人の訪問介護員共同でサービスを提供した場合	基本料金の2倍
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	基本料金に各種加算を加えた1月あたりの総単位数の4%を加算

(2) 介護予防訪問介護(予防給付)

	負担金
介護予防訪問介護Ⅰ(週1回程度)	1226円 / 1月
介護予防訪問介護Ⅱ(週2回程度)	2452円 / 1月
介護予防訪問介護Ⅲ(週3回程度)(要支援2のみ)	3889円 / 1月

[加 算]

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	サービス提供責任者が初回の訪問を行った場合	200円／初回訪問月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	基本料金に各種加算を加えた1月あたりの総単位数の4%を加算

通所介護・認知症対応型通所介護・介護予防通所介護 利用者負担金表

(1) 通所介護・認知症対応型通所介護

【 通所介護 】《1日》

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険のサービス	基本料金	695円	817円	944円	1,071円	1,197円
	①入浴加算	50円				
	②個別機能訓練加算Ⅰ	42円				
	③個別機能訓練加算Ⅱ	50円				
	④サービス提供体制強化加算Ⅰ	12円				
介護保険サービスの合計		849円	971円	1,098円	1,225円	1,351円
食費(実費)		550円				
合計額		1,399円	1,521円	1,648円	1,775円	1,901円

[加 算]

加算の種類	加算の要件	加算額
①入浴加算	入浴介助を行った場合	1回につき50円
②個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練計画書を作成し、それに基づき計画的に機能訓練を行う場合	1回につき42円
③個別機能訓練加算Ⅱ	上記同様計画的に機能訓練を行うが、理学療法士等から直接訓練を受けた場合	1回につき50円
③サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上で、利用定員・人員基準に適合している事業所である場合	1回につき12円
④栄養改善加算	低栄養状態のおそれのある利用者に対し、管理栄養士が栄養ケア計画を作成し、実施・評価をしている場合	1回につき150円 (月2回を限度)
⑤口腔機能向上加算	口腔機能が低下しているおそれのある利用者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、実施・記録・評価をしている場合	1回につき150円 (月2回を限度)
⑥介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	基本料金を各種加算を加えた1月あたりの総単位数の1000分の19に相当

※②について、通所介護は土・日曜、祝日は算定いたしません。

※④⑤は選択サービスです。

【 認知症対応型通所介護 】《1日》

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険のサービス	基本料金	930円	1,030円	1,131円	1,232円	1,332円
	①入浴加算	50円				
	②個別機能訓練加算	27円				
	③サービス提供体制強化加算Ⅰ	12円				
介護保険サービスの合計		1,019円	1,119円	1,220円	1,321円	1,421円
食費(実費)		550円				
合計額		1,569円	1,669円	1,770円	1,871円	1,971円

※②について、認知症対応型通所介護は日曜日は算定いたしません。

[加 算]

加算の種類	加算の要件	加算額
①入浴加算	入浴介助を行った場合	1回につき50円
②個別機能訓練加算	個別機能訓練計画書を作成し、それに基づき計画的に機能訓練を行う場合	1回につき27円
③サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上で、利用定員・人員基準に適合している事業所である場合	1回につき12円
④栄養改善加算	低栄養状態のおそれのある利用者に対し、管理栄養士が栄養ケア計画を作成し、実施・評価をしている場合	1回につき150円 (月2回を限度)
⑤口腔機能向上加算	口腔機能が低下しているおそれのある利用者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、実施・記録・評価をしている場合	1回につき150円 (月2回を限度)
⑥介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	基本料金を各種加算を加えた1月あたりの総単位数の1000分の29に相当

※④⑤は選択サービスです。

(2) 介護予防通所介護

【 介護予防通所介護 】 《1月》

区 分		要支援1	要支援2
介護保険のサービス	基本料金	2,115円 / 1月	4,236円 / 1月
	①サービス提供体制強化加算 I	48円 / 1月	96円 / 1月
	介護保険サービスの合計	2,163円 / 1月	4,332円 / 1月
食費(実費)		550円×利用回数	

[加 算]

加算の種類	加算の要件	加算額
①サービス提供体制強化加算 I (要支援1) (要支援2)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上で、利用定員・人員基準に適合している事業所である場合	1月につき 48円 1月につき 96円
②生活機能向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動計画を作成し、それに基づきグループに対して日常生活上の支援のための活動を行った場合	1月につき 100円
③運動器機能向上加算	運動器機能向上計画を作成し、それに基づき計画的に機能訓練を行う場合	1月につき 225円
④栄養改善加算	低栄養状態のおそれのある利用者に対し、管理栄養士が栄養ケア計画を作成し、実施・記録・評価をしている場合	1月につき 150円
⑤口腔機能向上加算	口腔機能が低下しているおそれのある利用者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、実施・記録・評価をしている場合	1月につき 150円
⑥選択的サービス複数実施加算 I	③、④、⑤を2種類選択している場合	1月につき 480円
⑦選択的サービス複数実施加算 II	③、④、⑤を3種類選択している場合	1月につき 700円
⑧介護職員処遇改善加算 I	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	基本料金に各種加算を加えた1月あたりの総単位数の1000分の19に相当

※①は必ず算定されます。

※選択サービスとして、②、③、④、⑤が選択できます。

※③、④、⑤を選択された場合は、②は選択できません。

※③、④、⑤を2つ選択された場合は⑥の加算額となります。

※③、④、⑤を3つ選択された場合は⑦の加算額となります。

特別養護老人ホームうらだての里
(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) 利用者負担金表

(1)短期入所生活介護

【 従来型個室 】《1日》

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険の サービス	基本料金	612円	683円	755円	825円	895円
	①サービス提供体制強化加算 I	12円				
	②看護体制加算 I・II	12円				
	③夜勤職員配置加算 I	13円				
	④機能訓練体制加算	12円				
	介護保険サービスの合計	661円	732円	804円	874円	944円
食費(実費)		1,380円 (内訳:朝食350円 昼食530円 夕食500円)				
滞在費(実費)		1,150円				
合計額		3,191円	3,262円	3,334円	3,404円	3,474円

【 多床室 】《1日》

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険の サービス	基本料金	686円	755円	826円	896円	964円
	①サービス提供体制強化加算 I	12円				
	②看護体制加算 I・II	12円				
	③夜勤職員配置加算 I	13円				
	④機能訓練体制加算	12円				
	介護保険サービスの合計	735円	804円	875円	945円	1,013円
食費(実費)		1,380円 (内訳:朝食350円 昼食530円 夕食500円)				
滞在費(実費)		320円				
合計額		2,435円	2,504円	2,575円	2,645円	2,713円

[加 算]

加算の種類	加算の要件	加算額
①サービス提供体制強化加算 I	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上で、利用定員・人員基準に適合している事業所である場合	1日につき 12円
②看護体制加算 I・II	加算 I は常勤の看護師を1名以上配置している場合、加算 II は看護職員を4名以上配置していることと看護職員との24時間の連絡体制を確保している場合	加算 I : 1日につき 4円
		加算 II : 1日につき 8円
③夜勤職員配置加算 I	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準1人以上上回っている場合	1日につき 13円
④機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の職員を1名配置している場合	1日につき 12円
⑤療養食加算	厚生労働大臣が定める治療食を提供した場合	1日につき 23円
⑥送迎加算	ご自宅と事業所間の送迎を行った場合	片道184円(往復368円)
⑦介護職員処遇改善加算 I	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	基本料金の各種加算を加えた1月あたりの総単位数の1000分の25に相当

(2)介護予防短期入所生活介護

【 従来型個室 】《1日》

区 分		要支援1	要支援2
介護保険のサービス	基本料金	458円	569円
	①サービス提供体制強化加算 I	12円	
	②機能訓練体制加算	12円	
	介護保険サービスの合計	482円	593円
食費(実費)		1,380円 (内訳:朝食350円 昼食530円 夕食500円)	
滞在費(実費)		1,150円	
合計額		3,012円	3,123円

【 多床室 】《1日》

区 分		要支援1	要支援2
介護保険のサービス	基本料金	502円	617円
	①サービス提供体制強化加算 I	12円	
	②機能訓練体制加算	12円	
	介護保険サービスの合計	526円	641円
食費(実費)		1,380円 (内訳:朝食350円 昼食530円 夕食500円)	
滞在費(実費)		320円	
合計額		2,226円	2,341円

[加 算]

加算の種類	加算の要件	加算額
①サービス提供体制強化加算 I	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上で、利用定員・人員基準に適合している事業所である場合	1日につき 12円
②機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の職員を1名配置している場合	1日につき 12円
②療養食加算	厚生労働大臣が定める治療食を提供した場合	1日につき 23円
③送迎加算	ご自宅と事業所間の送迎を行った場合	片道184円(往復368円)
④介護職員処遇改善加算 I	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	基本料金を各種加算を加えた1月あたりの総単位数の1000分の25に相当

2. 支払い方法

(1)及び(2)の利用料金は、1か月ごとにまとめて請求いたしますので、次の方法によりお支払い願います。

<input type="checkbox"/> 口座引き落とし	サービス利用月の翌月末日に、指定された口座より振替させていただきます。
<input type="checkbox"/> 銀行振込	三条信用金庫 本店 ※請求書に同封の振込依頼書に記載してある口座にお振込みください。
<input type="checkbox"/> 現金支払い	サービスを利用された月の翌月末日までに、現金にてお支払い願います。 ※請求書に同封の案内文にてお支払いの期間(基本的に土日祝日、年末年始を除きます)をお知らせします。

3. 注意事項

上記の料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額(食費、滞在費を除く)であり、これが改正された場合は上記の利用料も自動的に改定されます。また、食費及び滞在費を改定することがあります。その場合は事前に新しい利用料を書面でお知らせします。